

岡山県の自治体における障害者雇用の現状と課題

総合情報学部 社会情報学科 川島 聡 & 公益財団法人岡山県市町村振興協会

Keywords: 岡山県 市町村自治体 障害者雇用

1. 背景と目的

障害者雇用促進法が改正されたことにより、事業主には従来型の法定雇用率達成義務に加えて、差別的取扱いの禁止義務と合理的配慮の提供義務が新たに課せられることになった（2016年4月施行）。また、この改正により、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加された（2018年4月施行）

このように障害者雇用を取り巻く法的環境が大きく変化するなか、市町村自治体の障害者雇用に関する研究会が、公益財団法人岡山県市町村振興協会の主催により、2016年5月から活動を開始している。本研究会は、同協会が事務局を務め、川島が指導助言者となり、岡山市、玉野市、美作市などの市町村自治体の職員がメンバーとなっている。

本研究会は、岡山県内の市町村自治体による障害者雇用の現状と課題を明らかにした上で、その妥当な解決のための処方箋を探ることを目的としている。この目的を達成するため、定期的に会合をもち、各市町村の現状と課題を分析・検討するとともに、障害者雇用法制や先進自治体（明石市役所）の事例を検討し、必要な県内調査を実施する。

本研究会の成果は2016年度末に公表される予定である。その中間発表的な成果を、このOUSフォーラムで発表する。

2. 考察と課題

岡山県内の市町村における障害者雇用は、各自治体による地道な努力により一定の成果を上げているが、今後の課題が多く残されていることも明らかになった。その一部を列挙する。

- ①障害者とかかわったことのない職員がほとんどであるため、障害者への接し方が分からず、職務全体の円滑な遂行を模索していること。
- ②障害者雇用に当たっては人事課と福祉課とハローワークとの連携・調整が十分になされていないこと。
- ③合理的配慮の提供に当たって自治体職員としての本質的業務とは何であるか、必ずしも具体的に明らかになっていないこと。
- ④精神障害者、知的障害者の雇用率をさらに上げる必要があること。
- ⑤障害種別（身体障害・精神障害・発達障害・知的障害）は多様であり、障害程度も多様であるため、それらに応じた職務の切り出しと創出が必要であること。
- ⑥障害者雇用全体における自治体の役割を再考する必要があること。

以上の課題を考える上で、たとえば明石市役所（視察先）において「市役所内作業所」という知的・精神障害者の雇用実践が進められていることが示唆に富む。また、自治体での短期間雇用をステップにして民間企業での雇用につなげるという「チャレンジ雇用」のような実践も興味深い。そして、自治体職員としての本質的業務を遂行しうる障害者に対しては合理的配慮の提供体制を整えることが緊要な課題であるが、とりわけ本質的業務を遂行しえない障害者に対しては、そうした「市役所内作業所」や「チャレンジ雇用」などの方途を探る必要がある。この点を踏まえて、上記課題に対して妥当な解決案を示すことが、今後の研究課題である。